公表

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定に基づき定期 監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表 する。

令和2年2月14日

岩倉市監査委員 内 藤 充 岩倉市監査委員 木 村 冬 樹

令和元年度 定期監查報告書

1 監査対象

市民窓口課、環境保全課、税務課、商工農政課、都市整備課、企業立地推進室、維持管理課、消防本部、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課

2 監査実施日

令和元年10月29日(火) 生涯学習課 令和元年10月30日(水) 学校教育課、子育て支援課 令和元年11月21日(木) 消防本部 令和元年11月22日(金) 市民窓口課、環境保全課、税務課 令和2年1月24日(金) 商工農政課、都市整備課、企業立地推進室、

3 監査場所 監査委員事務局室、消防署

維持管理課

4 監査結果

令和元年度(学校教育課、生涯学習課及び子育て支援課は平成31年4月1日から令和元年8月31日まで、市民窓口課、環境保全課、税務課及び消防本部は平成31年4月1日から令和元年9月30日まで、商工農政課、都市整備課、企業立地推進室及び維持管理課は平成31年4月1日から令和元年11月30日まで)における財務に関する事務等の執行について関係書類に基づき監査した結果、適正に執行されているものと認められた。ただし、一部に改善を要する事項等があったので、以下の項目について留意されたい。

【注意事項】

≪全課共通≫

委託契約書に契約約款が添付されていないものが散見された。契約内容を証明する証拠として、契約当事者双方にとって必要なものなので、それぞれの契約書に対し適切な契約約款の添付をされたい。

また、令和元年10月から消費税が改定されている。変更契約書を作成すべき

ものを精査し、確実に変更契約書を締結していることを再確認されたい。

≪環境保全課≫

消費税の改定による業務委託の変更契約書を、変更による増加額でなく変更 後契約金額で作成しているものが散見された。

変更前の契約金額を記載した契約書が作成されていることが明らかな場合、 変更後の金額のみが記載され変更増減額が明らかでない変更契約書においては、 変更後契約金額が印紙税額決定のための課税対象額とされてしまうため、変更 契約書は変更金額(増加額・減少額)で作成すること。

≪学校教育課≫

受託先からの契約書の提出がないまま実施している委託事業があった。業務実施の根拠となる業務委託契約書の締結・授受は確実に行うこと。

【検討要望事項】

≪市民窓口課≫

歳入における調定漏れが発生していた。収入の発生時だけでなく、毎月末などに定期的に確認するよう努められたい。